

平成27年（ワ）第13562号 福島被ばく損害賠償請求事件
原告 井戸川克隆
被告 東京電力株式会社、国

代理人意見陳述

平成27年8月21日

東京地方裁判所民事第50部 御中

原告訴訟代理人 弁護士 松浦 麻里沙

他

訴状の内容について、原告ら代理人の意見は次の通りです。

第1 本件訴訟の意義

本件は、東京電力福島第一原子力発電所事故が発生した2011年3月11日当時、福島県双葉郡双葉町の町長であった原告が、被告国の避難指示の遅れによって原告自身が大量の放射線に被ばくしたこと、そして、双葉町の住民を被ばくさせてしまったこと責任を、被告らに正面から問う裁判です。

原告は、本件事故当時、双葉町の町長として、住民の生命、身体及び財産を守る責務を負っていました。しかし、政府は、本件事故発生後、迅速・適切な避難指示を出さず、原告は限られた情報の中で住民の安全を守るための手段を講じなければなりませんでした。

そのような状況の中、3月12日14時頃の1号機のベントと、引き続く水素爆発によって、原告を含む多数の住民が放射線に被ばくしました。しかしその後も、政府からは、正確な情報提供や、いつ、どこへ避難すべきかなどに関する指示等はありませんでした。正確な情報のないまま避難せざるを得なかった原告と双葉町住民は、その後の避難の過程でも、放射線に被ばくすることとなってしまったのです。

本件事故は、人為的に作られた放射性物質が大気中に広範囲に拡散し、多くの住民が放射性物質による放射線に曝されたという、この国の歴史上最大の公害、環境汚染をもたらしました。しかし、事故から4年以上が経過した現在でも、被

告国と被告東京電力の責任は曖昧にされたままです。また、事故発生後の対応の誤りにより、多数の住民が被ばくした事実とその責任についても、曖昧にされたままです。

原告は、本件訴訟において、被告らの事故発生に関する責任はもとより、被告国が事故後の対応の誤りによって被害を拡大させ、原告を含む多数の住民を被ばくさせた事実とその責任を明らかにするとともに、本件訴訟を契機に、すべての被害者に対する完全賠償の実現、恒久的な補償制度の確立、本件事故原因の解明と事故の再発防止、被ばく被害の明確化と継続的な健康管理体制が実現されることを望んでいます。

第2 被告らの責任

1 被告国について

- (1) 被告国は、原子力発電所を設置運営する事業者に対して、発電用原子炉が満たすべき技術基準を定める権限を持っていました。そして、その技術基準に適合しない場合には、それを改善するよう命令したり、当該原子炉の使用を制限したりすることもできました。被告国は、このような強力な監督権限を持っていながら、福島第一原発の事故防止対策の不備を漫然と見過ごし、何らの手立てを講じないまま、本件事故を招いてしまったのです。被告国がその権限行使を怠ったことが、本件事故発生の原因のひとつであることは明らかです。
- (2) また、原子力発電所で放射能漏れを伴うおそれのある事故が発生した場合、被告国は、原子力災害対策特別措置法などにに基づき、事故後に原子力発電所周辺の住民らの安全を確保しなければなりません。ひとたび大量の放射性物質が放出されれば、それは短時間で数十キロメートル以上の広範囲に拡散するので、周辺自治体や住民が自らの判断だけで避難し、被ばくを避けるのは極めて困難です。被告国は、放射線被ばくの確率的影響を含めた住民らの身体・健康への影響をできる限り回避するために、可能な限り被ばくを回避する万全の措置を極めて迅速に講ずるべき高度の注意義務があるのです。

被告国は、3月11日16時45分頃に被告東京電力から、1・2号機で原子炉への注水ができなくなっている可能性があるとの通報（15条通報）を受け、原子炉の圧力を下げるために放射性物質の放出を伴う原子炉格納容器ベントの実施を準備すべき状況になっていたにもかかわらず、広範な避難指示を速やかに出さませんでした。被告国は結局、3月11日21時23分に福島第一

原発から半径3 km圏内、3月12日5時44分に同10 km圏内の住民らに避難指示をだし、1号機爆発後の18時25分になってようやく、20 km圏内の住民らに避難指示を出したのです。

しかし、被告国は、どんなに遅くとも、3月11日23時50分頃には、被告東京電力からの報告により、1号機の格納容器のドライウェル圧力が急上昇していることを把握していたのであり、3月12日0時頃には広範囲にわたる避難指示を発出すべきであったといえます。

このように、被告国には、原発周辺の住民を被ばくさせないため、相当広範囲な避難指示を出すべきであったのにこれをなさなかったという過失があります。

2 被告東京電力について

(1) 被告東京電力は、福島第一原発を設置運営する事業者として、原発事故によって周辺住民らが被ばくするおそれが多少とも生じた場合には、被告国と同様に、放射線被ばくの確率的影響を含めた住民らの身体・健康への影響をできる限り回避するため、可能な限り被ばくを回避する万全の措置を極めて迅速に講じるべき義務がありました。

(2) しかし、被告東京電力は、原子力発電所において放射能漏れを伴う重大な事故が発生するのを防ぐための対策をとることを怠りました。

科学技術の発展や知見の進展にともなって、福島第一原発の安全対策に不十分な部分があることが判明しても、それを漫然と見逃し、本件事故を発生させた責任を、被告東京電力は果たさなければなりません。

第3 原告の損害

1 被ばくによる健康被害への恐怖とストレス

原告が2011年3月12日、双葉町住民らの避難対応中に福島第一原発1号機の爆発によって放出された大量の放射性物質をその身に浴びて被ばくしたことは、現在も健康に対する恐怖となって原告を苦しめています。

被告国が、もっと早く、適切な時期に適切な避難指示を出していれば、原告が避難対応に追われる中で大量の放射性物質に被ばくする必要はありませんでした。被告国の避難指示発出の遅れによってもたらされた被ばくによる健康被害への恐怖は、多大な精神的苦痛を伴うものです。

また、原告は、双葉町町長として住民の安全と生活を守れなかったことが現在

も日々無念でならず、被告らが、原発の安全性ばかりを強調しつつ本件事故を発生させたこと、そして、事故発生後の対応がきわめて杜撰であり、住民を放射線に被ばくさせ、住民の被害を拡大させたことに、怒りを抱き続けています。

2 避難に伴う精神的苦痛、財産損害等について

原告が受けた損害は、これら被ばくの恐怖とストレスによる精神的苦痛や、双葉町長として受けた精神的苦痛に限りません。

本件事故発生から現在まで不便な避難生活を強いられていること、故郷への帰還が実現しないこと、避難によって地域や人とのつながりを絶たれたこと、多くの財産を失ったこと等、原告が本件事故によって受けた損害は計り知れません。

これらの損害に対しては、原告の苦痛と困難を理解した正当な賠償がされなければなりません。

第4 結語

被害者に対する完全な賠償を実現し、同じような事故を二度と起こさないためには、本件事故が被告国と被告東京電力の対策不足によって引き起こされたこと、言い換えれば、被告国と被告東京電力が必要な対策を講じていればこの事故は起こらなかったということが明らかにされなければなりません。

そして、被ばくによる被害の存在を明確にし、継続的な健康管理体制の構築を実現するためには、被告らの事故後の対応の不備によって住民らが大量の放射線に被ばくしたことを、両被告に強く自覚させなければなりません。

本件事故の発生と、住民らを被ばくさせた責任が被告らにあるということを法的に明らかにすることこそが、本件訴訟の目的であり、回避してはならない論点です。

なお、残念なことに、本件事故を招いた責任の一端は、これまで数多く提起されてきた原発関係訴訟において、ことごとくその請求を退け、被告国や原発事業者らの原発推進・安全軽視を容認する結果を積み重ねてきた司法の消極的姿勢にもあることを指摘しなければなりません。

本件訴訟において、司法が原発事故で傷つけられた原告ら被害者の権利回復の支えとなり、司法の力によって正義が実現されることを切望します。

以上